

## 地域子ども・子育て支援事業の提供区域案

	事業名	実施事業	事業担当課 ( )は担当業務	事業概要	実施状況	既存計画上の目標等	提供区域(案)	左記提供区域案を設定する理由
1	利用者支援	新規	区保育児童課 (保育コーディネーター) 子ども未来課 (子ども未来サポーター)	認定こども園、保育所、幼稚園等の施設や地域の子育て支援事業の情報を集約し、子どもや保護者からの利用にあたって相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供・助言するとともに、関係機関との連絡調整を行う事業。	※新規事業のため実施案 平成26年度より、利用者支援業務に専任スタッフとして従事する「保育コーディネーター」を各区の保育児童課に1名(非常勤保育士)、「子ども未来サポーター」を各区1カ所の子育て支援センターに1名(保育士資格等を有する者)配置する。	なし(新規事業)	3区域 (行政区)	保育コーディネーターについては、教育・保育給付に係る支給認定及び特定教育・保育施設、地域型保育事業の利用申込み窓口が、施設等の所在する各区保育児童課となっているため、情報も集約され、申請と合わせ利用支援も行うことができるため、区(区役所)を基本に配置することが市民の利便性も高いと考えられる。また、子ども未来サポーターも同種の業務を保育コーディネーターと連携して実施するため、各区を基本に配置していくことが適当と考える。
2	地域子育て支援拠点事業	実施	子ども未来課	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施する事業。	子育て支援センター：18カ所	しずおか☆未来をひらく子どもプラン 平成26年度末目標値 子育て支援センター：20カ所  ※ただし、財政状況や児童館が子育て支援センター的機能を果たしていること等の現状を鑑み、新規設置は次期計画において再検討することとしている。	14区域 (教育・保育事業と同様)	利用者が自宅から容易に移動することが可能な区域に配置する事が望まれること、車を利用して施設を訪れる方が比較的多いこと、現在の子育て支援センターの配置状況、また実行可能な整備計画の策定等を総合的に勘案すると、教育・保育事業の提供区域と同じ14区域が適当と考える。
3	一時預かり事業	実施	保育課 (保育所) 子ども未来課 (支援センター)	保護者の病気等により家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業。	○各保育所：100カ所 平成24年度延利用人数29,232人÷300日 ＝1日平均利用者数97.4人  ○子育て支援センター：2カ所(葵区・清水区) 平成24年度延利用人数14,181÷360.5日 ＝1日平均利用者数39.3人	しずおか☆未来をひらく子どもプラン 平成26年度末目標値 保育所：104カ所(全保育所) 子育て支援センター：2カ所	14区域 (教育・保育事業と同様)	保護者の病気や冠婚葬祭等緊急的な利用が想定されるため、自宅から容易に移動することが可能な場所に配置することが望ましいこと、及び既に約96%の保育所に配置され、さらに幼稚園における預かり保育も対象となることから、教育・保育事業の提供区域と同じ14区域が適当と考える
4	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	実施	健康づくり推進課	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。	訪問員 ①出生連絡ハガキ提出…助産師(委託)、保健師(低体重児) ↓ ※生後2～3か月で出生連絡ハガキ未提出者 ②赤ちゃん訪問依頼票(ハガキ)提出…赤ちゃん訪問員(委嘱) ↓ ※上記2種(①、②)のハガキ未提出者 ③保健師(フォロー)	しずおか☆未来をひらく子どもプラン 平成26年度末目標値 訪問率：90% (訪問件数÷対象者数(出生数))	3区域 (行政区)	①訪問員の業種(種類)により訪問方法及び活動拠点が異なる。 ②養育支援や児童相談所など他機関との連携は、行政区ごとに行ったほうが、各種事例等も共通認識ができ効率良く、命令系統も統一される。 以上のことから、区域設定は行政区が適当と考える。
5	養育支援訪問事業 (その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業)	実施	子ども家庭課	○養育支援訪問事業 養育の支援が特に必要な家庭に保育士等の資格を持った訪問員を派遣して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業。  ○要保護児童対策地域協議会 要保護児童等の適切な保護または支援を図るため、関係機関、関係団体による情報交換、情報共有、支援策の検討等を行う協議会。 本市では代表者会議(全市レベル：年1～2回開催)、実務者会議(各区ごと：月1回開催)、個別ケース検討会議(各区関係機関：随時開催)の3つの会議を設置している。	○養育支援訪問事業 登録支援訪問員が、各区の家庭児童相談室や保健福祉センター等を活動拠点として、対象世帯を訪問。支援の開始、継続、終了については各区の要保護児童対策地域協議会実務者会議に諮問している。  ○要保護児童等への支援 各区ごとの実務者会議において、関係機関による情報共有等を行い、要保護児童等への支援等を検討している。	○養育支援訪問事業 しずおか☆未来をひらく子どもプラン 平成26年度末目標値 訪問世帯数：40世帯  ○要保護児童対策地域協議会 会議開催、設置件数 (実務者会議3区ごと設置、定例会月1回)	3区域 (行政区)	各区の保健福祉センター、家庭児童相談室(保育児童課)ほかからの依頼を受けて中核機関(子ども家庭課)が対象世帯を訪問・調査し、開始決定を各区の要保護児童対策地域協議会に付議することから、行政区ごとの区域設定が適当と考える。 また、登録支援訪問員は各区ごとに活動可能範囲を考えていることから行政区を区域として設定することが適当と考える。
6	ファミリー・サポート・センター事業	実施	子ども未来課	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(おねがい会員)と、援助を行うことを希望する者(まかせて会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業。	おねがい会員：2,705人 まかせて会員：661人 どっちも会員：365人 合計会員数：3,731人  平成24年度延利用件数：481件	しずおか☆未来をひらく子どもプラン 平成26年度末目標値 会員数：4,300人	3区域 (行政区)	利用実績や車の使用によりある程度広域での支援活動が可能なおこと、また住民の登録申請に基づく会員制組織のため、細かな区域ごとの計画的な会員配置が困難であることなどから、行政区が適当と考える。
7	子育て短期支援事業	実施	子ども家庭課	○短期入所生活援助(ショートステイ)事業 保護者が、疾病・疲労など体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において必要な保護を行う事業。  ○夜間養護等(トワイライトステイ)事業 保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において必要な保護を行う事業。	各区の保育児童課(家庭児童相談室)を申請窓口として、施設の空き状況を確認して利用する。  ○実施施設：3カ所 乳児院エミリー(葵区有永：3歳未満児対象) 静岡ホーム(葵区井宮町：2～18歳児童対象) 千代田寮(葵区上足洗二丁目：児童及び保護者対象)  H24実績：22人(乳児院2人 静岡ホーム12人 千代田寮8人)	しずおか☆未来をひらく子どもプラン 平成26年度末目標値 実施施設数：3カ所	1区域 (市全体)	①現施設が葵区に所在している。 ②各区の保育児童課(家庭児童相談室)を申請窓口として、3施設の空き状況を確認して利用しているが、現在の利用状況から見て全市での需要に応えられずと見込める。 以上のことから区域設定は、市全体が適当と考える。

## 地域子ども・子育て支援事業の提供区域案

	事業名	実施済事業	事業担当課 ( )は担当業務	事業概要	実施状況	既存計画上の目標等	提供区域(案)	左記提供区域案を設定する理由
8	延長保育事業	実施	保育課	11時間の開所時間を超えて概ね午後7時まで保育を行う事業。	各保育所：68か所 平成24年度延利用人数84,748人÷300日 ＝1日平均利用者数282.5人	しずおか☆未来をひらく子どもプラン 平成26年度末目標値：67か所	14区域 (教育・保育事業と同様)	保育所等における通常保育時間を延長する事業であり、実施の有無については保護者が保育所等を選択する際の判断基準となることから、教育・保育事業の提供区域と同じ14区域が適当と考える。
9	病児保育事業	実施	保育課 (施設型) 子ども未来課 (緊急サポート)	児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、及び病気となった場合の児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(おねがい会員)と、援助を行うことを希望する者(まかせて会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業。	○施設型 輝き(葵区)・虹いろ(清水区)：2か所 平成24年度延利用者数：232人 ※虹いろはH25年10月から運営開始 2か所の定員7人に対し、 H25年12月の1日平均利用者数は2.1人  ○緊急サポートセンター事業 おねがい会員：968人 まかせて会員：186人 平成24年度延利用件数：481件	しずおか☆未来をひらく子どもプラン 平成26年度末目標値 施設型：3か所 緊急サポートセンター：会員数900人	3区域 (行政区)	現在、施設型の2か所においては定員を超えるほどの利用がないこと、及び病中・病後の児童を保護者が主に車で送迎することを勘案すると、行政区が適当と考える。 また、緊急サポートセンター事業においても、利用実績や車の使用によりある程度広域での支援活動が可能なこと、及び住民の登録申請に基づく会員制組織のため、細かな区域ごとの計画的な会員配置が困難であることなどから、行政区が適当と考える。
10	放課後児童クラブ	実施	子ども未来課	共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業。	児童クラブ数：76か所 受入可能人数：4,578人(施設上)  (H25.5.1現在) 申請児童：3,606人 (内 入会児童：3,494人 待機児童：112人)	しずおか☆未来をひらく子どもプラン 平成26年度末目標値 受入可能人数：4,526人  ※児童クラブ室の整備は、小学校1～3年生の児童数が50人以上の学区の全てに設置することを目標に推進し、平成22年度に完了。	小学校区	放課後児童クラブは、児童が授業終了後に、自ら徒歩で児童クラブ室に通うことが必要となるため、学校内もしくは学区内での整備、運営が必要。そのため、一定のエリアではなく、各学校ごとのニーズ把握やそれに応じた整備及び運営が求められる。
11	妊婦健診	実施	健康づくり推進課	安全・安心な分娩や出産、妊婦の経済的負担の軽減を図るため、公費負担の受診票を交付し、医療機関等への受診を勧奨する。	「妊娠届出書」提出により、妊娠周期(週数)にあわせた受診券を交付(基本健診14回、超音波検査4回、血液検査1回)  ①静岡県内の産科医療機関で受診 ※県下一元化事業 県内市町の産科医療機関からの請求により、各自治体が産科医療機関へ健診費用を支払う。 ②静岡県外の産科医療機関で受診 里帰りの妊婦健診補助金として、受診者からの申請により、申請者へ直接支払う。	しずおか☆未来をひらく子どもプラン 平成26年度末目標値 1人当たりの平均受診率：80%  (妊婦健診の2～14回分の延べ受診件数/13回)/初回受診件数	1区域 (市全体)	①妊婦健診は、妊婦の利便性を考慮し、全国の産科医療機関で受診可能なため、居住区域以外での利用者が多い。 ②基本健診は14回分あるが、利用回数は人それぞれ異なる。また、里帰り先(一時)や転入出などにより、複数の産科医療機関を利用する妊婦もいる。 ③全てを把握できるのは、事業担当課のみである。 以上のことから、区域設定は「市全体」が適当と考える。

※ 地域子ども・子育て支援事業のうち、提供区域の設定が指定されていない事業は除く(実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業)